

2025年12月2日から保険証は使用できなくなります

2024年12月2日から保険証の発行が廃止され、マイナ保険証(※1)を基本とする仕組みになりました。経過措置期間として1年間は保険証を使用することができましたが、**12月2日以降、従来の保険証は使用できなくなります。**(※2)

健康保険組合は、より良い医療を受けられるため、及び各種手続きをより便利にするため、マイナ保険証の利用をお願いしております。つきましては、保険証廃止に伴い、まだマイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方は、マイナ保険証の利用登録を行っていただきますようお願い致します。

尚、2024年12月2日以降に入社された方で「資格確認書」をお持ちの方も、有効期限は12月1日ですので、同様にマイナ保険証の利用登録をお願い致します。

※1 マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。

※2 従来の保険証の回収は行いません。(12/1以前に資格喪失した場合を除く)

■手続きの流れ

マイナンバーカードを持っている	マイナンバーカードを持っていない
A：マイナ保険証の利用登録をしている⇒手続きはありません	下記「初めに」へ
B：マイナ保険証の利用登録をしているか分からない⇒下記「初めに」へ	
C：マイナ保険証の利用登録をしていない⇒下記「手続き②」へ	
D：電子証明書の有効期限が切れている⇒下記「手続き③」へ	

■初めに⇒マイナ保険証の利用登録の有無/自分の資格情報を確認・取得する方法

- ①マイナポータルにログイン（ログインするためにはマイナンバーカードが必要です）
- ②「健康保険証」を選択すると、ご自身の医療保険の資格情報を確認することができます。

※マイナンバーカード取得方法

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/>

※初めてマイナポータルをご利用の方は「マイナポータル」アプリをインストールしてください。

<https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/>

※マイナポータルは国のポータルサイトです。健保H Pの「ケンポマイポータル」からは確認できません

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

■マイナ保険証・電子証明書・マイナンバーカード・マイナポータルなどに関する問合せ先

※健康保険組合では回答できません

《公式サイト》 マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

《問い合わせ先》 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250におかけください。

平 日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始除く)



■手続き② (C : マイナ保険証の利用登録をしていない方⇒登録方法)

マイナンバーカードの保険証利用登録のお願いについて

以下の手順で保険証利用登録を実施してください

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから
オンライン申請

2



証明写真機
から

3



郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
 - ③アプリ「マイナポータル」のインストール
- マイナポータル
- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



ここをタップ

セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM 画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証
利用の申込み



💡 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を要している場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。

正常に完了した場合

データ登録に時間を要している場合

マイナンバーカードの
保険証利用登録が
完了しました。

詳細情報を見る

あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。

マイナンバーカードを再読み取りし、受付窓口までお越しください。

お断りください。又はお住まいの希望窓口へお問い合わせください。

◆厚生労働省・IP掲載資料一部加工

ご不明点等がある場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問合せください。

■ 手続き③ (D : 電子証明書の有効期限が切れている方⇒更新方法)

電子証明書の更新手順



JD03

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には**5年**の有効期限があります。
有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使えなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きを行っていただくをお願いします。
電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。
※電子証明書のみ有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

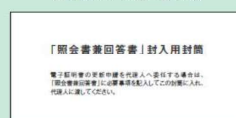
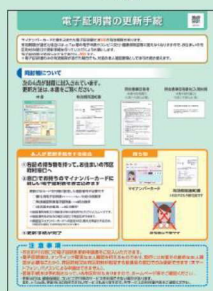
次の4点が封筒に封入されています。
更新方法は、本書をご覧ください。

本書

有効期限通知書

照会書兼回答書
※電子証明書の
代理人申請に必要。

照会書兼回答書封入用封筒
※電子証明書の
代理人申請に必要。



本人が更新手続きをする場合

- ① 右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- ② 窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6～16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書…4桁の数字
- 住民基本台帳用…4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。

※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。

※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

- ③ 更新手続きが完了

持ち物



マイナンバーカード



有効期限通知書

※お忘れでも手続き可能です



顔写真は不要です

注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・更新手続きは予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

代理人に更新手続きをお願いする場合

- ①申請者が照会書兼回答書に必要な事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す
 ※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。
 ※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。
 ※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、照会書兼回答書の「いずれの暗証番号も設定しない」にチェックをしてください(★)。
- ②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ
- ③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます
- ④更新手続きが完了

持ち物



申請者本人の
マイナンバーカード



代理人の本人確認書類
 マイナンバーカードや
 運転免許証等
 (顔写真付きのもの)



照会書兼回答書
を封入封かんした封筒



有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

★顔認証マイナンバーカードについて

- ・暗証番号の設定を不要とし、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したカードです。
- ・顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力が必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。
- ・市区町村窓口で手続ができます。

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)

土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

■ 12月2日時点でマイナ保険証が使用できない方（マイナ保険証の利用登録にご協力ください）

12月2日時点でマイナ保険証が使用できない方には、資格確認書を交付致します。（申請は不要）

資格確認書

- 有効期限 : 1年間
- 様式 : A4 紙 (従来の保険証のようなカード様式ではありません。)

資格確認書の交付については、後日改めてご案内致します。

■ 資格確認書についての問い合わせ先（マイナ保険証・マイナポータル・電子証明書・マイナンバーカード 等以外）

フジクラ健康保険組合 hokensho.haishi@jp.fujikura.com

※ご連絡の際は、①保険証記号・番号 ②氏名（フルネーム）を必ずご記載ください。